包摂からレジリエンスへ:

公正な都市 just cityのための魔法の用語

アラン・ミュッセ *(水内俊雄 ** 翻訳) シャルロット・マチヴェ編『都市への権利のベールを剥ぐ』2017 年、52-61 頁

Alain MUSSET

From inclusion to resilience: The magic words for a just city

Charlotte MATHIVET, C (ed.), 2016, Unveiling the Right to the City. Representations, uses and instrumentalization of the right to the city.

Passerelle, Paris, France., pp 52-61 ©

https://www.coredem.info/rubrique73.html

訳者 まえがき

訳者の所属する都市研究プラザURPが2017年3月 に発刊した『包摂都市のレジリエンス:理念モデル と実践モデルの構築』(水曜社)において、包摂概念 のある種の限界性みたいなものを感じ、この書第3 章では「包容力のある都市論を構想する:東アジア 包摂都市論のさらなる転回を通じて」を著した。ま さしくそうした都市論を構想するために、おりから 文科省よりURPが共同利用・共同研究拠点の認定を 受け、毎年更新で福本拓さん、コルナトウスキ・ヒェ ラルドさんらとともに、「欧米大都市におけるイン ナーシティ/アウターシティをめぐる社会的公正の 比較研究」(2016年度),「包容力ある都市論の構築 - 「ジェントリフィケーション」への新たなアプロー チを中心に一」(2017年度)として、共同研究会活動 を続けてきた。その中で、たまたまオープンアクセ スで知った文献が、今回の翻訳論文となった。

本文中に訳注として、この共同研究会で私の発表時に使用したコメント文をあえて挿入した。使った図(上述論文掲載のものを改変)はこの翻訳の末尾に掲載している。それはいま構想中の英語書籍での分析フレームワークの妥当性の検討のためにコメントしたものでもある。この英語書籍は、2016年度の研究成果をブックレット化した(URP先端的都市研究シリーズ)、『都市の包容力一セーフティネットシティを構想する』法律文化社、2017年をもとに、理論編を強化し、日本、東アジア、欧米の事例を増やして出版する予定である。イントロダクションを、コルナトウスキさんと書く必要があり、訳注のコメントは、それを意識してメモしたものである。Rawlsの正義論を知らず読まずでのものでもあり、

不勉強をさらすようで気恥ずかしいが、あえて掲載 することにした。

包摂都市やレジリエンスなどの用語を、構想中の書籍では注意して書かざるを得ず、また社会的公正や社会的正義に関しても、ある程度意識的にならざるを得ないと思っている。その意味で、このMusset氏の論文のタイトルも中身もかなり衝撃的なものとして受け止めざるを得なかった。とくに個人的にも地方政府や中央政府での仕事が多くなる中での、研究者のスタンスを問い返されるものでもあった。

このショッキングな論文との出会いも踏まえて、 ご本人にこうした論文を執筆した背景を知りたく なった。筆者Musset氏とのやりとりで、いくつか確 認したことを下記に記しておく。

間1: just と justice、unjustと injusticeは翻訳では異なる訳語にしている。どのように使い分けているかは表現しにくいが、フランス語やスペイン語では、どのようにされているのか?どのようなニュアンスの違いがあるのか?

回答→ フランス語でもスペイン語でも、この用語 justiceに関しては多くのニュアンスを含んでいる。たいへん曖昧な用語なので、細心の注意を払って使っている。不平等inequalityは計量化できるが、不正義injusticeは、犠牲的状況にある人々によって感じられる(そうでない場合もある)ものであり、さまざまな見方に従った不公平unfair(あるいはそうでない)として記述されることができる。Rawlsが、「公平fairnessとしての正義justice」を語る時の翻訳にあたっても問題となる。なお、フランス語ではlajustice comme équitéであり、スペイン語ではjusticia como equidadである。実際のところ、アリストテレ

^{*} フランス国立社会科学高等研究院 EHESS: École des hautes études en sciences sociales

^{**} 大阪市立大学

スに従った公平 equityは、たとえRawlsがそれ自身、 公正なjust社会のゴールとするにしても、正義を達 成する道具にすぎないのである。

間2: Musset氏の研究による、新自由主義的都市の中身は、ラテンアメリカ都市を想定して書かれているのか? フランスの都市や社会住宅によるバンリュウ郊外のことも触れられているが、フランス都市にも当てはめられているのか? 日本の場合は、優秀な官僚(中央、地方政府)が、政治をおさえつつ資本主義の力に対して、比較的穏健に処しながら、独特のコントロールを行っており、私の場合、単純に日本の都市を新自由主義的都市とラベリングすることには、特に大阪の経験からして躊躇するところがある。

回答→たしかに、わたしの正義justiceのアイデアは、ラテンアメリカの研究や経験に関係している。しかしながら、JUGURTA (justice, urban governance and territoriality in the Souths) という国際比較研究の一環として進めるなかで、展開しているものである。こうした比較研究は、webジャーナルであるSpatial Justiceに公表しているhttps://www.jssj.org/。また共同研究としての成果は、"La justice spatiale et la ville. Regards du sud"とのタイトルで共同編集して、公刊http://journals.openedition.org/espacepolitique/3423している。

間3:訳者は地方政府や中央政府での居住福祉関連の仕事に関わりながら、政策効果の分析や政策支援の提案に携わることがある。地理学界においては、批判地理学のジャンルに身を置いていると自分では思っているが、このへん煩悶は感じている。Musset氏の場合はどうか?

回答→ 批判地理学者として、中央、広域、地方政府のこうした仕事は一切やっていない。

以上が、筆者とのやりとりの確認事項である。

****以下本文****

この論文の最初のバージョンは次の雑誌にレビューとして掲載したものである。 Bitacora Urbano Territorial, n°25, October 2015, with the title"El mito de la ciudad justa: una estafa neoliberal (公正な都市 just cityの神話一新自由主義的圏域一)".

公正な都市 just city は、都市の諸領域での社会経 済的不平等をとらえる新しい考え方のひとつの典型 である。しかしこの概念的枠組みは、魔法ともいえ るいくつかの限られた用語に基づいている。実際の ところ、現代都市の戦場の中で、ビジネス界の戦略 をうまく隠ぺいした新自由主義的都市公共政策を発 展させるということを、社会のあらゆる関係者が同 意している。2014年10月、キトで開かれたハビタッ ト III (http://tinyurl.com/hb7nnhp) の開会資料でその辺 はよく伺える。これはHenri Lefebvreの革命的なビ ジョンと、Rafael Correa大統領の進歩的な考え方の ミックスとなっており、そこでは都市への権利への 新しい解釈が企図されている。「エクアドルは2008 年に公布された憲法に基づき、自然の権利を認知し た最初の国である。それは都市への権利、健康的で 安全な居住環境habitatや、適切な住宅へのアクセス を享受する権利を認知することも含まれている。エ クアドルで開催された国連ハビタット会議で展開さ れた諸活動は、よりよい居住を目指した国家計画と 憲法に完全にかみ合い、人々の権利を作り上げる大 衆行動の指針ともなっている。」(http://unhabitat.org/

わたしにとっては公正な都市 just cityとは、どうも神話ではないかと考えることが肝であるように思えてきた。つまり、新しい批判の地平を探究するアカデミズムの様々な助けを借りながら、それをツールとして操ったり使ったりする社会集団が奉る中での神話ではないか、ということである。

この葛藤の多いテーマを扱うに際し、都市は公正 justであったためしはないし、社会経済的不平等も、なにも現代やポストモダン都市のみに発明されたものでもない、ということを最初に知っておきたい。二番目に、公正な都市 just cityは、新自由主義的な経済や都市計画的なパターンで発展してきたことと直接かかわりながら、実のところあいまいで間違った概念であることを知ることである。逆説的に言えば、新自由主義的都市は、それどころか見かけ上、不公正unjustな都市ではないのである。結論として述べたいことは、公正な都市 just cityはおそらくは、アカデミズムがしつらえたユートピアと都市のマーケティングの交差路にその存在を見いだせる、ということを知ることになるのである。

認知

都市は一度たりとも公正 just であったためしはない

現代都市の分断化を論じる言説の変わらぬ特質の一つとして、都市地域が自立し独立したユニットに分断され、経済的格差の程度を空間的に実現してゆ

くという見方がある。Peter Marcuse(1995)は、ポス トモダン都市を記述するにあたって、それが権力に 依拠した階梯的な基礎の上に、お互いが相互に関係 しあいつつ、時には壁に囲まれはっきりと境界線が 引かれた仕切られた都市として語っている。何も Marcuseだけがこうした考え方を展開したわけでは なく、北米都市における住民間の分化や分離を判断 する分析的ツールや方法論を確立した、シカゴ学派 の先達者たちに遡ることができる。しかしながら、 こうした分割が道徳的にみて(観察者としてあるい は個人の政治的倫理的見方からして) 不公正である と考えるにしても、西洋現代の発明品ではないので ある。実際のところ、都市は一度たりとも公正just であったためしはなく、社会集団間の分化は、問題 とすべき時空間的双方の見方において位置づいてい るのである。

空間的近さ proximity と社会的隔たり distance: スケールの問題

最初の見方として空間は、不平等inequalitiesや不正義injusticesを、領域的な近さによって隠ぺいすることができるということを我々に示してくれるのである。そこでは社会的隔たりは決して解消されず、実際のところより広がってしまうのである。Norbert Eliasの1933年刊の博士論文である『宮廷都市The court society』を通じて、フランス革命前のアンシャン・レジーム期の社会における主人と従僕は、来る日も来る日も同じ場所に並んでいながら、主人は従僕をいつも無関係で無縁な人種とみなしているという記述を思い起こさせる。すべての寝室がひとつか複数の控えの間(従僕の空間)があてがわれている家の構造は、大きな社会的隔たりと空間的近さ:両社会階層の厳格な区別と細部にわたる接触を結びつける見事な図となるのである(Elias, 1993: 26頁)。

いくつかの点で、宮廷社会のこの不道徳な組織は、 多くのラテンアメリカの国において、今でも生きて いるのである。そこでは都市ブルジョアである家の 主人は、従僕に対して身体的にも象徴的な意味にお いても、暴力的に振る舞っているのである。

同様に、Jean-Claude Chamboredon と Madeline Lemaire (1970)は、このユートピア的考え方を強く批

判した。それは、ちょうど1960年から1970年にかけ てのフランスにおいてHLM (適度な低家賃住宅) 都 市という名の団地において、様々な社会階級の人々 があえて一緒に住もうとした考え方のことである。 労働者、職人、会社員、あるいは下位中間階層幹部 級の家族さえもが一緒に住むことで、日々の出会い や交流に基づいた社会的文化的ミックスを通じて、 「階級」のない新しい社会を達成することができると いった考え方であった。実際のところ、このプロジェ クトは見事に失敗した。強いられた空間的な近さは、 社会的親密さを促進する助けにはならなかったから である。こうした団地事業に関する社会学者のイン タビューのおかげで、我々は次のような事実を知る ことができた。すなわち労働者たちはより上位の階 層の住民とシェアする設えにたいへん満足していた 一方で、プチブルジョア階層はごったまぜについて 不満であったし、さらにこれ自身価値を下げるもの であり、撲滅すべきものであるとみなしていた。彼 らにとってシステム自体が「不公正unjust」であった。 こうしたこと総てが故に、われわれは、昨今の状況 に意味を与えるためにも、Fernand Braudel (1990)が いうように、現状を理解するためには、短期的な見 方と長期持続的な見方を考慮せずして、公正な都市 just cityの概念を分析したり問題にしたりしてはな らないようである。

公正な都市 just city は、あいまいで間違った概念 である

とかく物議を醸したコロンビアのボゴタの市長 Antanas Mockusは、2001年に選挙で2期目の当選を 果たした後、内戦の10年で荒廃した国土に平和を もたらすために、公正な都市 just city創造の必要性 を市政の目玉とした。『経済社会開発と公共事業計画 ボゴタ2001-2004』でこの改革主義リーダーは、「開発計画の目的は、都市を共同で作り上げ、包摂 的で公正justであるような都市に向かうものである」(http://tinyurl.com/jzogyxd) ということを明確に示した。しかしこの美辞麗句の新しさにもかかわらず、新しい開発プランは、都市思潮のグローバルに広く流布されている考え方をただ再利用したにすぎな かった。

訳注1 前提として新自由主義都市が出てくるが、ケインジアン都市、福祉への言及、表現が全く出てこない。これはそうした レジームを経ていないラテンアメリカを中心に考えているからであろうか? そのへんはストーパー論文 (本誌20号の 菅野氏による翻訳論文) と対比させる必要がある。しかしその主張するところ、新自由主義都市は、公正justであるとい うところに、政策上のレトリックがあって、参考になる。その場合、構想中の英語の書で、新自由主義都市のもつこう したレトリックを、そのように斟酌するかは、一つの課題となろう。文章末図が、その分析枠組みの構想図であるが、さまざまに登場するアクターの公正さjustに関しては、その問いかけ事態を想定しなかったところがある。

実際のところ、Johannes Novy and Margit Mayer (2009)が述べたように、公正な都市 just cityとは、多かれ少なかれマルキストの概念で考慮された平等 equalityの概念を消し去るという明確な目的のもとに、新自由主義的な都市政策を支持し和らげるために新しく開発された、北アメリカでの発明物なのである。John Rawls (1987)の著作で明らかになったように、平等equalityは公平equityによって置き換えねばならないということは広く受け入れられている。平等とは違って、公平equityとは公正justであると考えられている。実際には、同じ個人的な能力が同等ではなく、集団性に対して異なる貢献となる個人の間で平等な扱いをされた時には、もっとも聡明で競争に打ち勝ち効率的に動く人々が、損害を被ってしまうことになる(Musset, 2010)。

とは言うものの、平等equalityに対する公平equity の優越を正当化するためにRawlsが持ち出した「生来 の素質inborn talent」であるこの概念、公正justは、批 判されなければならないのである。文化に依存しな がら、所与の時期におけるすべての文化の中で、社 会は有用と思われる能力を選び出し、それぞれは自 分の利益の基礎において、さらに集団的なニーズに 従いながら、能力を発展させることができ、またそ うしていかねばならないのである。正真正銘な平等 (あるいはすべての個人に対する平等な扱い)とは、 日常的なcommonプロジェクトへの取組や参加と同 じく、社会的にアイデンティファイされたすべての 人々の個人的能力の共有された総体である、という ことも認識されねばならないのである。しかし公平 equity概念への考慮が至上のものであるとしたとき に、平等equalityというアイデアそのものを拒むと いう新自由主義的資本主義のイデオロギーの枠組み を、陰にも陽に受け入れてしまうのである。^{款注2}

不正義 Injustice は文化の産物である

この観点からすると、問題は個人的であると同時 に共同的な(独自な文化的背景のもと)見方の相対性 と関係し、社会経済的基準の普遍性への問いかけと もなる。しかしながら社会的正義justiceのまさしく その考えは、Rawlsの教え子であったAmartya Senの 著書、『正義のアイデア』(Sen, 2009)によって分析 されているように、普遍性に基づくものであるに違いないし、そうすべきものなのである。 訳注3

さらに、社会の枠組みにおいて、不正義injustice の見方・感じ方は、年齢やジェンダー、社会的地位によって決まるものである。そもそも不正義への感情は、観察者の観点や観察される個人あるいは集団によって決まると述べることができる。そこではすべての人がコミュニティに属しているとして、公正な「just」都市を、能力の成長を可能とはせず、個人的あるいは集合的にニーズに応じたりはしないものとして捉えているのである。逆説的には、もっとも脆弱な人々や、圧政の犠牲になっている人々は、われわれが不公正unjustであるとみることができても、普段、その状況に不平を言うことはない。

これは、政治的意識の欠如と見なすことができる。なぜなら、圧政下で想定される犠牲者は、基本的な都市資源にアクセスできないという事実が、それ自体不公正unjustであることを理解していないからである。しかしながら、個人や個々人の達成にはリンクせず、コミュニティやそうした人々の存在にリンクした見方、これを解釈し分析する方法論的な枠組みを問題とすべきである。このことは、Nancy Fraserの本、『社会的正義とは?認識と分配』(Fraser, 2005)で検証されたことであるが、最も困窮した人々さえもが、自分たちを疎外された状況に置かれているというところで、自分たちの貧困を説明し正当化するために、巷で支配的な議論を始めたときに、正義justiceの問題はより差し迫ったのものとなる。

彼らは最も恥辱的な不平等を受容するのである。なぜなら富者と貧者で元からまた天与の規則に従って分断されている世界にいる自分たちを、普通のことであるとわかっているからである。
^{派注4}

新自由主義的都市とそこでの貧困層

ここで、数値的に不平等を計測することはできて も、それが不正義injusticeのための数値とはならな いという困難が生じる。計量経済学というより、社

訳注2 この平等と公平の見方は、われわれの書でどう取り扱うべきか? 章末図の第Ⅱ象限でで働いているたとえば社会福祉的介入は、公平概念に基づいているのか?

訳注3 SenはRawlsの学生であり、彼の社会的正義論を欧米中心の経験から構築されていることを批判した。

訳注4 構想中の書では、あまりこうした貧者の見方をしていない。たぶんわれわれのアプローチが政策施行側からの議論が中心になっているからであると思われるが。要するに文化ということを、文化産業的にとらえても、この人類学的な使用はしていない。ここにわれわれのアプローチに何か限界が生まれるか? こういうのを寛容と言わずに受苦というのか、許容してしまうというのか。状況的には、スクォッターなどは第IV象限的なものとして、どう生かして浮くのか、という見方がある。

会心理学に関わる、許容できる忍耐toleranceという 関値を評価することはできないのである。^{釈注5}

実際のところ誰が都市の貧困層なのか。単一の貧 困povertyのかわりに複数の貧困povertiesを取り上げ ることがはやっている。システムとしてそれをと らえる代わりに、特徴を区別するdiscriminative基準 で個々の主体や客体を用いながら、間接的ではあ るが、横並びにhorizontally社会階層を区分し分別化 してゆくやり方である。金銭的貧困、エネルギーイ ンフラの欠陥、栄養の不足、潜在能力capabilityの不 足 (Amartya Senによれば、個人の才覚や能力を伸ば せる潜在力や、社会において行動する手段を選べ る能力) である。新自由主義都市の高級官僚と学者 たちによれば、貧困層は(垂直的な上下の経済レベ ルの違いで規定される)一つの階層があるだけでな く、(横並び的な区分であり、対立的状況は少々弱 く、新しい社会政策の創造やターゲット化を可能に する) 貧困層の多くのコミュニティがあり、それが どのように結びつけられているかである。歌語

こうした新自由主義的な指示や処方に基づいた新しい社会政策の典型が、条件付き現金給付CCT conditional cash transferである。貧困の世代間再生産を食い止めるために実施された。そこでは、貧困を(共時的横並び的な)社会経済文化システムの産物として考える代わりに、(世代間の通時的な垂直性にもとづく)両親から子どもに引き継がれる世代間の疾病としてとらえているかのようである。公正な都市just cityの神話が、人間の顔をした資本主義の宙ぶらりん状態で生まれた状況であるのと同様に、CCTは、特にブラジルとメキシコでは、Enrique Valenciaの研究(2008)が明らかにしたように、政治的経済的な幻想にすぎなかったのである。

想定される貧困の多様性を考慮すると、こうした プログラムは最貧困と考えられる世帯の援助(代わ りに彼らは主導機関との契約にサインするような約束を果たす必要がある)に焦点をあてるだけでなく、健康、教育、食糧、エネルギーなどの条項で、プログラムを動かしていったのである。かくして、純粋に資本主義的ロジックでいうと、両親は子供という「人的資本」に、経済的援助でもって投資しなければならないのである。

国家や自治体が直接に関与することを放棄して、 代わりに「脆弱な」社会集団に力を付けるという考え に基づいた新自由主義的ロジックは、スラムの更新 プログラムの領域の拡大へと置き替えられていっ た。これは国連バビタットで (スラムの挑戦とし て) 支持され、PROMEBA; 貧困地域改善プログラム poor district improvement programが代表的なものと なった。住民の社会的空間的包摂を奨励するために、 最重要課題として不法住宅を規則に基づく存在とし て認めるというものであった。これは新自由主義的 用語のもう一つの魔法の用語、「包摂」を利用しなが ら、プログラムの責任者たちはただ巷で支配的な議 論を受け入れただけであり、いわゆる包摂が、所有 権の働きのおかげで最貧者をも不平等な都市市場シ ステムに巻き込んでしまうことを、認識していない のである。 訳注7

アルゼンチンのPROMEBAや、リオデジャネイロのファベーラ更新プログラムFavela Bairroや、カンポデゴチャサゼスでの、幸せな住まい計画Morar Feliz など(ほかの同様のプロジェクトの中)の例を見ても、新自由主義的都市がより公正justになることは決してないだろう。というのも、これらのプログラムは、貧困発生の源流の撲滅の代わりに、下流での貧困を減らし、それを我慢できる状態にすることのみを目指しているからである。ある意味で、Rawls (1987)は、マキシミン理論 (最低限得られるであろう利得を最大化する理論)として編み出されて

訳注6 大変おもしろい議論が、ラテンアメリカを事例に進められている。我々の書の一番のエアポケットとなっているエリア であるが、理論編ではこのへんはきっちりおさえる必要がある。東アジアの経験の独自性は、ラテンアメリカの経験の 独自性でもあり、そこから普遍を導き出さねばならない。というところで、この横並び的な施策の提示は、困窮のステークホールダーがさまざまである東アジアや欧州において、当たり前のようにも思えるのだが。

訳注7 文章末の図における第IV象限を、第Ⅱ象限をもってして撲滅するといっているので、第Ⅲ象限的な動きに移行させていくと言っているのであろうか? 少なくとも第Ⅰ象限にはもっていってはいない。考えれば第Ⅲ象限は、とらえ方によっては、新自由主義的な都市施策の在り方であり、それを包摂と我々が定義してきたし、後段でこの包摂が批判されることからも、符号がつく。では著者Musset氏はどこを目指しているのだろうか? この下のパラグラフにあるような、公正justにはならないという批判で終わっているのかもしれないが、われわれ的には、公正justであるべき、などといった議論について、傍観だけにはとどまれない。たぶんラテンアメリカ的には否定される第IV象限の動きが、先進資本主義都市の今後のカギを握ることになるのかと。この動きは公正just概念で切れるものとは思えない。これをなんと呼ぶのか、定まらないのかもしれない。

いる。こうしたプログラムが、最も不利な状況にある人々の運命を改善するときに、社会的不平等は容認可能なものになるという点に従えば、その最も皮肉な現われともなっている。

新自由主義都市は公正な都市 just city である

Henri Lefebvre (1968) が主張したように、都市が社会を作るわけではなく、その逆なのである。イデオロギーの要約としてそして物的な表現として、都市は単に、ある所与の歴史的な時期において、支配的な社会集団の観念や決まりごと、偏見を、芝居じみて表現したりdramatize、地域内にwithin a territory押し付けたりするimposeだけなのである。都市は単に、過去の文化の都市への堆積によって、観念的にかつてを偲ぶことのできる場所palimpsestであるだけなのである。基本的な勘違いは、都市の形にアクションをかけることで、社会的な不正義injusticeを撲滅できると考えることから生じる。不公正な社会unjust societyは、いつも不公正な都市unjust cityを生み出すのである。

われわれは、Karl Polanyi (2009)が経済を考えたような方法で都市を考えるべきであろう。独立した自立的で本質的な存在ではなく、社会文化システムの中に埋め込まれたシステムとして考えるべきである。その後において、もしわれわれが正義justiceを価値判断としてのみ考えるのであれば、正義justiceに対応する社会、文化、経済システムの中において、新自由主義都市は公正justなのである。

現代の新自由主義都市のみならず、アンシャン・レジーム期の都市においても、「みんなは、自分の金銭的能力や社会資本に応じて自分の場所を持つ」という表現が、都市内地域territoryの公正justな態様formとなる。社会的不平等は(個人や集団のそれぞれのメリットの偏りのない帰結として見られ)、諸地域の階級差別的な組織の中で、明確に反映されるのである。(Mazzei and Silva, 1985)^{武注8}

市場価値が使用価値より高い現代資本主義都市において、シャンティタウン、インフォーマル集落、失われた都市lost city(かつて都市だった)やファベーラなどが、価値のある都市の中心に位置していたなら、自由市場の支持者からは、異常であるとか、

普通ではないと判断される。もちろん、実入りが少ない人々がこうした空間を占有しているのであり、彼らが支払う価格も、都市の潜在的な土地価格に見合っているものではない(Saglio-Yatzimirsky y Landy, 2014)。

北や南の世界の大都市の周縁的近隣地域におい て、多くのリノベーション政策が見られるが、そこ には隠された意図agendaがある。それは、住民を追 い出し、その「失われた地域」を新しい都市経済の儲 かるチャネルにまとめてゆくというものであり、公 平equity、レジリエンスresilience、持続性 durability、 参画participation、包摂 inclusion、そして 革新innovationという用語のセットでもって、こうした目的 のために使われている。持続可能sustainableという 用語はさておき、事実上ハビタットによる、世界の 都市キャンペーンにおいて、Better City, better life (2013) において宣言されているように、都市の今日、 明日は、レジリエントでなければならないとされて いる。こうした実践は、レジリエント都市resilient city、グリーンシティ green city、安全で健康的な都市、 safe and healthy city、包摂都市 inclusive city、計画都 市planned city、そして生産性のある都市productive cityといった、主要キャンペーンのテーマに対応し ている (http://mirror.unhabitat.org/pmss/listItemDetails. aspx?publicationID=3497)_o

レジリエンスという言葉は、今や社会科学のあらゆる分野においても広まって使われ、都市の世界フォーラムWUFやハビタットのようなグローバルな開発機関の、実行を約束する演説においても含まれるようになった。しかしこの概念は、有害とまでは言わないが、かなり間違って理解され、曖昧なままである。なぜなら、この概念は、自然や産業に関わるリスクを予防したり減らしたりすることは、必ずしも地域の計画化territorial planningに向けた都市政策に基づかずに、災害や脅威に立ち向かう諸個人や社会集団の内から生まれる潜在能力に基づくということを前提としているからである。逆説的には、受容や抵抗の能力を後押しすることによって、貧困で周縁的な人々のレジリエンスの力は、むしろ脆弱性の程度を増してしまうのである。

『注》

さらに新しい魔法の用語は、安全securityであり、

訳注8 これは、第IV象限的な考え方として受容できる。しかし以下のパラグラフになると、少々コンテクストが異なってくるのかもしれない。たぶん都市マーケティング市場にすでに巻き込まれている中でのハナシをわれわれがしているのであり、ミュセが取り上げるラテンアメリカの場合には、そのへんの巻き込まれ度合いが異なるのかもしれない。巻き込まれた中でのレジリエントresilientの使用と、巻き込まれる前のレジリエントresilientの使用は異なる感じはする。しかしMusset氏の論からすると、われわれは新自由主義都市をレジリエントresilientという言葉をつかってあやつってゆく片棒をかついでいることになる。

ますますその勢いを増し、2015年10月21日の国連の藩基文事務総長の公式演説、「共生をデザインするDesigned to live together」においても使われている。「世界都市の日を機に、国連幹部は、持続可能な、社会的に統合された成功した有望な都市や居住地を築き上げてゆく際に、都市デザインの主要な役割に光を当てている。よいデザインは、気候変動に挑戦する手助けをしてくれ、災害のインパクトを縮減し、より安全で綺麗でより平等で統合的な都市づくりを可能としてくれる。今年の順守されるテーマは、「共生をデザインしよう」」(http://www.un.org/es/events/citiesday/2015/sgmessage.shtml)。

こうしたいくつかのさまざまな用語は、公正just な新自由主義都市の現代のイデオロギー的枠組みとなっている(しかし少なくとも社会科学の領野において、科学的な概念としての一致はみていないのである)。メデリンで開催された第7回WUFの最終宣言にサインした参加者によれば、このさまざまな用語は我々に、「都市をすべての人々にとって包摂的で安全で繁栄する調和の取れたものに変換することを保証する、入手可能なすべての手段と資源を利用しながら、都市の公平さequityを、開発的アジェンダとして統合すること」(Seventh World Urban Forum, 2014: 1)を可能とさせてゆくものなのである。

『注印

結論:公正な都市 just city、アカデミックなユート ピアと都市マーケティング化の間に

ほとんど普遍的なコンセンサスに何とか到達したという理由から、都市政策の公正さequityを評価するために使ういかなる基準を、問題視したり批判することはできない、ということを考慮するとき、われわれは、規範的基準normから独断的教義dogmaに徐々に踏み込んでいることがわかってくる。貧困層の生活状況を改善することを我々みんなは望んでいると主張することは難しくないが、貧困層をこれ以上欲しないと言うことは、より危なっかしい物言いdiscourseとなる。

都市(田舎も!)の諸地域を創造したり占有したり

するという、資本主義的なプロセスにおける単なる 戦場であるという実態にあてはまらないような重要 な役割を都市に与えてしまうことによって、最も聡 明なアカデミズムの研究者も、領域化されたユート ピアの罠にはまってしまうのである。(正義に基づ いた理想的社会をデザインするためにToomas More によって発明されたユートピアの語源を考慮すると き、二重の逆説をさらに生む)

Peter Marcuseは、2009年の著書で、公正な都市 just city だけでなく良き都市good cityにこだわった。「公正な都市 just cityは再分配の問題として正義justiceを位置付けるが、良き都市good cityとは、分配の公正さequityのある都市ではなく、個人やみんなが、古典的定式化であるが、目一杯活躍し、成長することを支援する都市である。」

原注的。

公正な都市 just cityの神話については、あまり知 られていないものから、Susan Fainsteinの2011の著 書『The 公正な都市 just city』のようによく知られて いるものまで含めて、実に多くの記事や本のタイト ルで、間接的直接的に参照されている。「ラテンア メリカの社会科学協議会における都市開発」のワー キンググループCLASCOに属する研究者たちが、 2008年10月に刊行した原則の宣言で、「ラテンアメ リカ都市において実践されるユートピア:新しい 開発の方向性」(CLASCO, 2008) と題した会合の枠 組みにある公正な都市 just cityと関連していたのは、 何も偶然の一致ではない。そこでの10の提言は、40 年以上も前に、RawlsやHarveyによって始められた 議論の範囲内にあるが、20年以上後の新自由主義的 イデオロギーのヘゲモニーのもとにある世界を再考 する必要性に基づき、更新された省察に添ったもの となっている。

そうであるとしても、公正な都市 just cityに関する研究文献は、参照してきた二つの困難にぶち当たっている。それは正義justiceが曖昧で移ろいやすいので、持続的なイデオロギーの枠組みを創り出しえないことと、都市は、歴史のそれぞれの時期において、社会によって編み出された支配の形態の物理

訳注9 ここでレジリエンスresilienceの効果を高めるには、個人の能力ではなく、地域の計画化territorial planningの行使にあるのか? 我々の書では、ひとつは第Ⅲ象限的な特区構想や、特別プログラムにあたると思われる。あいりん、萬華やチョッパンなど、しかしそれをやって受益者の脆弱性を高めてしまっては元も子もないが、言わんとするところはわからないでもない。ロンドンのブリクストンではそういうのが第Ⅲ象限的には見られないように思われる。

訳注10 やはり、新自由主義的都市が、ラテンアメリカを想起して使われているように思えてならない。第Ⅱ象限的な大元の強靭さ(特に日本)をやはり取り込む必要があろう。第Ⅲ象限と第Ⅲ象限の往還あたりであるが。地域の計画化Territorial planning という表現がキーになるのか? これフランス語的表現なのだろうか? とすればどのようなものをイメージすればよいのか? 日本の地域福祉計画のような福祉的要素が入り込んでいる感じはあまりしないが。

訳注11 これは第IV象限的でおもしろい、われわれの書は再分配を意識しすぎているのかもしれない。

的表現であるにすぎないという点である。これは Marcuseが上述の書で主張したことでもある。^{釈注12}

「空間の改善は空間的不正義injusticeを除去する必須のパーツとなるが、それだけでは不十分である。空間的不正義injusticeがその部分として存在する社会の不正義injusticeが是正されるべきものとして、より広範な権力の関係の変革や、資源や機会の配分の変革に取り組まねばならない。」(Marcuse, 2009, 5頁)

公正な都市 just cityの政治的に正しいスローガンは、都市マーケティングの一つの武器であるように見えるが、空間の資本主義的生産様式を批判的に捉える確かな考え方でもってそのスローガンが奨励されたことは、いまだかつてない。グローバル化する大都市間競争の一般的コンテクストの中で、明日の都市は常に競い合い、また公正justでもあるのである。違う言い方をすれば、大都市はその能力とニーズの拡がりに従って公正justであろうとするが故に、競い合うことになる。このことが、用語の本当の意味において、公正な都市 just cityが事実上神話であるという理由になるし、より説明的なストーリーを使えば、それは言い回しの基礎となり、社会的実践を推し進め、それを生み出す人たちに正当性を与えるのである。

参考文献

- BRAUDEL, F. (1990). La Méditerranée au temps de Philippe II. Paris: Armand Colin. フェルナン・ブローデル著、浜名優美訳、『地中海』、藤原書店、2004年
- CHAMBOREDON, J.-C. y LEMAIRE M. (1970). "Proximité spatiale et distance sociale. Les grands ensembles et leur peuplement." Revue française de sociologie, xi: 3-33.
- CLACSO. 2008. Utopías practicadas en ciudades de América Latina. Los nuevos rumbos del desarrollo urbano. Accessed in: http://web.ua.es/es/gie-cryal/documentos/otrosdocs/docs/declaracion-bsas.pdf
- ELIAS, N. (1993). La société de cour. Paris: Flammarion. ノルベルト・エリアス 著、波田節夫訳、『宮廷社会』、叢書・ウニベルシタス、1981年
- FAINSTEIN, S. (2011). The just city. Ithaca: Cornell University Press.
- FRASER, N. (2005). Qu'est-ce que la justice sociale? Reconnaissance et redistribution. Paris: La Découverte.
- INIDE. (2008). León en cifras. Managua: Instituto Nacional de In-

- formación de Desarrollo.
- LEFEBVRE, H. (1968). Le droit à la ville. Paris: Anthropos. アンリ・ルフェーブル著、森本和夫訳、『都市への権利』筑摩書房、1969年
- MARCUSE, P. (1995). "Not chaos but walls: Potsmodernism and the partitioned city". En:
- MARCUSE, P. (2009). "Spatial Justice: Derivative but Causal of Social Injustice". Justice Spatiale/Spatial Justice, 01. Accessed in: http://www.jssj.org/wp-content/uploads/2012/12/JSSJ1-4en2. pdf
- MAZZEI DE GRAZIA, L. y PACHECO SILVA, A. (1985). Historia del traslado de la ciudad de Concepción. Concepción: Universidad de Concepción.
- MUSSET, A. (2009). ¿Geohistoria o geoficción? Ciudades vulnerables y justicia espacial. Medellín: Universidad de Antioquia.
- MUSSET, A. (2010). "Sociedad equitativa, ciudad justa y utopia."
 En: MUSSET, A. (coord.), Ciudad, sociedad, justicia: un enfoque espacial y cultural. Mar del Plata: EUDEM, pp. 463-489.
- NOVY J. y MAYER M. (2009). "As "just" as it gets? The european cities in the "just city" discourse". En: MARCUSE, P. et al. (eds.), Searching for the just city. Debates in Urban Theory and Practice. New York: Routledge, pp. 103-119.
- POLANYI, K. (2009). La grande transformation. Paris: Gallimard. カール・ポランニー著、野口建彦・栖原学訳『大転換-市 場社会の形成と崩壊』新訳版、2009年。
- RAWLS, J. (1987). Théorie de la justice. [Theory of Justice] Paris: Le Seuil. ジョン・ロールズ著、川本隆史・福間聡・神島裕 子訳『正義論』紀伊國屋書店、2010年
- RAWLS, J. (2002). La justicia como equidad, una reformulación. Barcelona: Paidos. ジョン・ロールズ著、田中成明・平井亮輔・ 亀本洋訳『公正としての正義 再説』岩波書店、2004年。
- SAGLIO-YATZIMIRSKY, M.-C. y Landy, F. (2014). Mega-city Slums. Social exclusion, Space and Urban Policies en Brazil and India. London: Imperial Collage Press.
- SEN, A. (2009). The Idea of Justice. Harvard: University Press. 池本幸生訳『正義のアイデア』(明石書店, 2011年)
- SEVENTH WORLD URBAN FORUM. (2014). Medellin Declaration. Equity as a foundation of sustainable urban development.

 Accessed in: http://wuf7. unhabitat.org/pdf/Declaration-Medellin WUF7 ENG.pdf
- VALENCIA, E. (2008). "Las transferencias monetarias condicionadas como política social en América Latina. Un balance: aportes, límites y debates." Annual Review of Sociology, 34: 499-524.
- WATSON, S. y GIBSON, K. (eds.), Postmodern Cities and Spaces. Oxford: Blackwell, pp. 243-2

訳注12 われわれの書は、支配の形態の物理的表現を、とにかく比較することが第一義的にあるが、このMarcuseの引用は個別の紹介で意識する必要があるのかもしれない。重たい仕事のように思えるが。

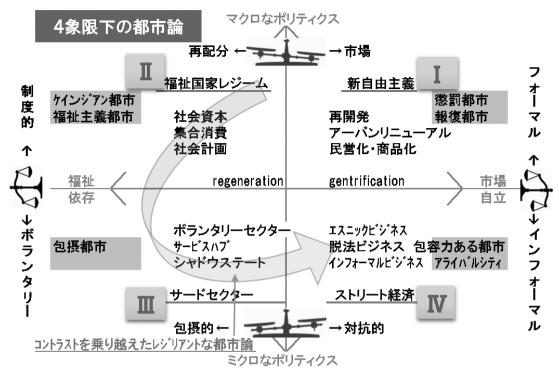


図 構想中の英語書籍における分析的フレームワーク